

第5章 子ども・子育て支援の提供体制

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区、中学校区、行政区等、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を、教育・保育提供区域として設定するものとされています。

本市では、地理的条件や社会的条件、未就学児童数、待機児童数等の条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定しており、第一期計画に引き続き西条東部、西条西部、東予、丹原、小松の5区域を設定します。

区域	小学校区
西条東部	西条、神拝、大町、玉津、飯岡
西条西部	神戸、禎瑞、橘、氷見
東予	壬生川、周布、吉井、多賀、国安、吉岡、三芳、楠河、庄内
丹原	丹原、徳田、田滝、田野、中川
小松	小松、石根

2 教育・保育の量の見込みと提供体制

(1) 基本的な考え方

就学前児童及び小学生児童の保護者を対象としたアンケート調査の結果、児童数の将来推計、教育・保育施設の配置状況、地域の実情等を踏まえ、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めます。

◆認定区分と対象者、利用先

認定区分	対象者	利用先
1号認定	満3歳以上で、幼稚園など教育を希望する子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」※1に該当するが、幼稚園など教育の利用希望が強い子ども	幼稚園 認定こども園
	満3歳以上で、「保育の必要な事由」※1に該当し、保育を希望する子ども（保育を必要とする子ども）	保育所(園) 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※1に該当し、保育を希望する子ども（保育を必要とする子ども）	保育所(園) 認定こども園 地域型保育事業※2

※1 保育の必要な事由

- 月64時間以上の就労（自営業・農業等含む）
- 母親の妊娠、出産（出産予定月をはさんで前後2か月）
- 保護者の疾病や障がい
- 親族の長期入院等の介護・看護
- 災害復旧
- 就学（職業訓練校等を含む）
- 求職活動、起業準備（※ただし3か月以内に就労する条件付き）
- 育児休暇取得中に既に保育所を利用している児童の継続利用が必要な場合
- その他、保育が必要と認められる場合

※2 地域型保育事業

- 家庭的保育：家庭的な雰囲気の中で、少人数（5人以下）を対象に保育を行う。
- 小規模保育：少人数（6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を行う。
- 事業所内保育：会社内の保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもとを一緒に保育を行う。
- 居宅訪問型保育：障がい等で個別にケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅において1対1で保育を行う。

今後とも児童数は減少することが見込まれるため、基本的には現在の施設数で必要量は確保できますが、引き続き幼児教育の無償化など保育利用希望の変化に対応し提供体制の確保に努めていきます。

(2) 量の見込み及び確保方策

①教育（1号認定、3～5歳）

認定こども園・幼稚園において、満3歳以上で幼児期の学校教育を希望する者を対象に学校教育環境を提供し、その心身の発達を助長します。

既存の幼稚園と認定こども園、幼稚園から移行した認定こども園で確保します。

■実績、量の見込み及び確保方策

単位：人（利用定員）

区分	[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	610	640	641	620	614	599
西条東部	314	356	357	346	340	332
西条西部	66	45	46	45	43	41
東予	181	188	187	181	182	178
丹原	26	18	19	16	17	16
小松	23	33	32	32	32	32
②確保量		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
西条東部		473	473	473	473	473
西条西部		132	132	132	132	132
東予		465	465	465	465	465
丹原		60	60	60	60	60
小松		70	70	70	70	70
他市の幼稚園等						
③過不足(②-①)		560	559	580	586	601
西条東部		117	116	127	133	141
西条西部		87	86	87	89	91
東予		277	278	284	283	287
丹原		42	41	44	43	44
小松		37	38	38	38	38

第5章 子ども・子育て支援の提供体制

※確保方策の内訳

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
特定教育・保育 施設（認定こども園、幼稚園）	西条東部	273	273	273	273	273
	西条西部	132	132	132	132	132
	東 予	465	465	465	465	465
	丹 原	60	60	60	60	60
	小 松	70	70	70	70	70
	計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
確認を受けない 幼稚園	西条東部	200	200	200	200	200
	西条西部					
	東 予					
	丹 原					
	小 松					
	他市の幼稚園等					
計	200	200	200	200	200	
確保量合計 (②)	西条東部	473	473	473	473	473
	西条西部	132	132	132	132	132
	東 予	465	465	465	465	465
	丹 原	60	60	60	60	60
	小 松	70	70	70	70	70
	他市の幼稚園等					
	計	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

②保育（2号認定、3～5歳）

認定こども園・保育所（園）等において、満3歳以上で、保護者の就労や病気等で、家庭で子どもをみることができないなど保育が必要な者（幼児期の学校教育を希望する者を含む）に保育を提供し、その心身の発達を助長します。

既存幼稚園の認定こども園化や預かり保育事業の実施・充実、民間の認定こども園・保育所（園）等の拡充など、提供体制の確保に努めます。

■実績、量の見込み及び確保方策

単位：人（利用定員）

区分	[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
①量の見込み	1,936	1,798	1,799	1,730	1,715	1,669	
幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	西条東部	125	124	124	120	118	116
	西条西部	27	22	22	22	21	20
	東 予	72	66	65	63	64	62
	丹 原	11	10	10	9	9	8
	小 松	9	10	9	9	9	9
上記以外	西条東部	849	797	799	774	760	744
	西条西部	133	129	131	128	123	116
	東 予	391	348	346	336	338	329
	丹 原	172	152	159	134	138	130
	小 松	147	140	134	135	135	135
②確保量		1,913	1,913	1,913	1,913	1,913	
西条東部		856	856	856	856	856	
西条西部		180	180	180	180	180	
東 予		477	477	477	477	477	
丹 原		198	198	198	198	198	
小 松		202	202	202	202	202	
③過不足(②-①)		115	114	183	198	244	
西条東部		-65	-67	-38	-22	-4	
西条西部		29	27	30	36	44	
東 予		63	66	78	75	86	
丹 原		36	29	55	51	60	
小 松		52	59	58	58	58	

第5章 子ども・子育て支援の提供体制

※確保方策の内訳

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	西条東部	856	856	856	856	856
	西条西部	180	180	180	180	180
	東 予	477	477	477	477	477
	丹 原	198	198	198	198	198
	小 松	202	202	202	202	202
	計	1,913	1,913	1,913	1,913	1,913
確保量合計(②)	西条東部	856	856	856	856	856
	西条西部	180	180	180	180	180
	東 予	477	477	477	477	477
	丹 原	198	198	198	198	198
	小 松	202	202	202	202	202
	計	1,913	1,913	1,913	1,913	1,913

③保育（3号認定、0～2歳）

認定こども園・保育所（園）等において、満3歳未満で、保護者の就労や病気等で、家庭で子どもをみることができないなど保育が必要な者に保育を提供し、その心身の発達を助長します。民間の認定こども園や保育所（園）、地域型保育事業の拡充など、提供体制の確保に努めます。

■実績、量の見込み及び確保方策

単位：人（利用定員）

区分		[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み		1,033	1,115	1,086	1,091	1,068	1,047
0歳	西条東部	77	76	74	73	72	70
	西条西部	11	9	9	8	8	8
	東 予	21	20	19	19	18	18
	丹 原	18	10	10	9	9	9
	小 松	9	10	10	10	10	9
1・2歳	西条東部	505	516	504	515	507	499
	西条西部	58	76	70	75	72	71
	東 予	181	232	227	219	214	209
	丹 原	75	78	74	77	74	71
	小 松	78	88	89	86	84	83
計	西条東部	582	592	578	588	579	569
	西条西部	69	85	79	83	80	79
	東 予	202	252	246	238	232	227
	丹 原	93	88	84	86	83	80
	小 松	87	98	99	96	94	92
②確保量			1,076	1,076	1,076	1,076	1,076
0歳	西条東部		133	133	133	133	133
	西条西部		17	17	17	17	17
	東 予		44	44	44	44	44
	丹 原		14	14	14	14	14
	小 松		23	23	23	23	23
1・2歳	西条東部		431	431	431	431	431
	西条西部		63	63	63	63	63
	東 予		194	194	194	194	194
	丹 原		58	58	58	58	58
	小 松		99	99	99	99	99
計	西条東部		564	564	564	564	564
	西条西部		80	80	80	80	80
	東 予		238	238	238	238	238
	丹 原		72	72	72	72	72
	小 松		122	122	122	122	122
保育利用率*			45.7%	46.9%	47.0%	47.9%	49.0%

*保育利用率：満3歳未満の児童数に占める3号認定の利用定員数（確保量）の割合

第5章 子ども・子育て支援の提供体制

単位：人（利用定員）

区分		[実績] 令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
③過不足(②-①)			-39	-10	-15	8	29
0歳	西条東部		57	59	60	61	63
	西条西部		8	8	9	9	9
	東 予		24	25	25	26	26
	丹 原		4	4	5	5	5
	小 松		13	13	13	13	14
1・2歳	西条東部		-85	-73	-84	-76	-68
	西条西部		-13	-7	-12	-9	-8
	東 予		-38	-33	-25	-20	-15
	丹 原		-20	-16	-19	-16	-13
	小 松		11	10	13	15	16
計	西条東部		-28	-14	-24	-15	-5
	西条西部		-5	1	-3	0	1
	東 予		-14	-8	0	6	11
	丹 原		-16	-12	-14	-11	-8
	小 松		24	23	26	28	30

※確保方策の内訳

単位：人（利用定員）

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
0歳	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	西条東部	123	123	123	123	123
		西条西部	17	17	17	17	17
		東 予	44	44	44	44	44
		丹 原	14	14	14	14	14
		小 松	15	15	15	15	15
		計	213	213	213	213	213
	特定地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)	西条東部	10	10	10	10	10
		西条西部					
		東 予					
		丹 原					
		小 松	8	8	8	8	8
	計	18	18	18	18	18	
	計	西条東部	133	133	133	133	133
		西条西部	17	17	17	17	17
		東 予	44	44	44	44	44
丹 原		14	14	14	14	14	
小 松		23	23	23	23	23	
計		231	231	231	231	231	

第5章 子ども・子育て支援の提供体制

単位：人（利用定員）

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
1・2歳	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	西条東部	394	394	394	394	394
		西条西部	63	63	63	63	63
		東 予	194	194	194	194	194
		丹 原	58	58	58	58	58
		小 松	83	83	83	83	83
		計	792	792	792	792	792
	特定地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)	西条東部	37	37	37	37	37
		西条西部					
		東 予					
		丹 原					
		小 松	16	16	16	16	16
		計	53	53	53	53	53
	計	西条東部	431	431	431	431	431
		西条西部	63	63	63	63	63
		東 予	194	194	194	194	194
		丹 原	58	58	58	58	58
		小 松	99	99	99	99	99
		計	845	845	845	845	845
確保量合計 (②)	西条東部	564	564	564	564	564	
	西条西部	80	80	80	80	80	
	東 予	238	238	238	238	238	
	丹 原	72	72	72	72	72	
	小 松	122	122	122	122	122	
	計	1,076	1,076	1,076	1,076	1,076	

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 延長保育事業

認定こども園・保育所(園)で、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。

〔基本的な考え方〕

- ・既存の認定こども園・保育所(園)において事業を実施しており、現在の事業内容で必要量は確保できます。

〔量の見込みと確保量〕

単位：人

区分	[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	350	344	340	333	329	321
②確保量		344	340	333	329	321
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(2) 一時預かり事業

幼稚園児を対象とした預かり保育は、在園児を対象に、幼稚園での通常の就園時間に加え、延長して預かる事業です。

一時預かり事業(一般型)は、保護者の就労や疾病・出産等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園・保育所(園)等において一時的な保育を行う事業です。

〔基本的な考え方〕

- ・幼稚園児を対象とした預かり保育は、全ての私立幼稚園で実施しています。公立幼稚園での実施についても、無償化による状況の変化や保護者のニーズを捉えつつ、検討していきます。
- ・幼稚園児以外を対象とした一時保育は、引き続き必要量の確保に向け努めていきます。

〔量の見込みと確保量〕

■幼稚園の預かり保育

単位：人日（年間延べ人数）

区分	[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	6,648	5,855	5,874	5,671	5,614	5,469
②確保量		5,855	5,874	5,671	5,614	5,469
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

*新2号分は「教育・保育（2号認定）」に計上します。

■一時預かり事業（一時保育事業）

単位：人日（年間延べ人数）

区分	[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	6,484	5,600	5,535	5,424	5,344	5,212
②確保量		5,600	5,535	5,424	5,344	5,212
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

（3）子育て援助活動支援事業

育児など子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）が会員となる組織（ファミリー・サポート・センター）を設立し、地域の子育て援助活動を支援する事業です。

〔基本的な考え方〕

- ・仕事と育児を両立できる環境を整備し、児童の福祉の向上を図るため「西条ファミリー・サポート・センター」を開設しています。引き続き、提供会員の確保と養成を図り、必要量の確保に向け努めていきます。

〔量の見込みと確保量〕

単位：人日（延べ利用人数）

区分	[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	1,814	1,295	1,267	1,239	1,214	1,185
②確保量		1,295	1,267	1,239	1,214	1,185
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病や出産、仕事等の理由により家庭での養育が一時的に困難になった児童を、児童養護施設等において一定期間の養育を行う事業です。

〔基本的な考え方〕

- ・ 本事業における利用実績はありませんが、近隣自治体の児童養護施設等と連携し、必要量の確保に努めます。

〔量の見込みと確保量〕

単位：人（延べ利用人数）

区分	[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	0	349	345	337	332	323
②確保量		349	345	337	332	323
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(5) 病児・病後児保育事業

病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設などで看護師等が一時的に預かる事業です。

〔基本的な考え方〕

- ・ 現在のところ、必要量は確保できている状況です。引き続き必要量の確保に向け努めていきます。

〔量の見込みと確保量〕

単位：人日（延べ利用人数）

区分	[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	1,290	1,423	1,407	1,379	1,359	1,325
病児・病後児対応型	1,151	1,320	1,305	1,279	1,260	1,229
体調不良児対応型	139	103	102	100	99	96
②確保量		1,423	1,407	1,379	1,359	1,325
病児・病後児対応型		1,320	1,305	1,279	1,260	1,229
体調不良児対応型		103	102	100	99	96
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0
病児・病後児対応型		0	0	0	0	0
体調不良児対応型		0	0	0	0	0

(6) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が交流する場所（子育て支援センター等）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行う事業です。

〔基本的な考え方〕

- ・現在、8か所で事業を行っており、引き続き既存の施設で実施します。

〔量の見込みと確保量〕

単位：人（延べ利用人数）

	[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	20,535	18,820	18,602	18,230	17,962	17,516
②確保量	/	18,820	18,602	18,230	17,962	17,516
③過不足(②-①)	/	0	0	0	0	0
実施箇所数		8	8	8	8	8

(7) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からの施設や事業の利用にあたっての相談に応じて、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

〔基本的な考え方〕

- ・利用者支援専門員を子育て支援課に配置し、情報収集・提供、相談、利用者支援・援助を行うとともに、子育て世代包括支援センターとして保健センターへの専任保健師を配置します。
- ・事業の幅広い周知に努めるとともに、利用者支援及び地域連携の充実を図ります。

〔量の見込みと確保量〕

単位：か所

		[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	基本型・特定型	1	1	2	2	2	2
	母子保健型	0	2	2	2	2	2
②確保量	基本型・特定型	/	1	2	2	2	2
	母子保健型	/	2	2	2	2	2
③過不足(②-①)	基本型・特定型	/	0	0	0	0	0
	母子保健型	/	0	0	0	0	0

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

〔基本的な考え方〕

- ・「こんにちは赤ちゃん事業」として実施しており、現在の事業実施内容で必要量は確保できます。

〔量の見込みと確保量〕

単位：人

区分	[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	670	679	666	652	640	621
②確保量		679	666	652	640	621
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(9) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

〔基本的な考え方〕

- ・乳児家庭全戸訪問事業で必要と思われる家庭に対して保健師等が訪問し支援を行います。現在の事業実施内容で必要量は確保できます。

〔量の見込みと確保量〕

単位：人

区分	[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	33	28	27	26	26	25
②確保量		28	27	26	26	25
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(10) 妊婦一般健康診査事業

母子保健法第13条の規定により市内に住所を有する妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦の健診にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減する事業です。

〔基本的な考え方〕

- ・引き続き妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することで、安心して継続的に妊婦が健康診査に通うことができるよう支援します。

〔量の見込みと確保量〕

単位：延べ利用回数

区分	[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	9,193	9,067	8,901	8,710	8,544	8,294
②確保量		9,067	8,901	8,710	8,544	8,294
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

〔基本的な考え方〕

- ・全25小学校区で事業を実施していますが、平成27年度（2015年度）の児童福祉法改正により対象児童が小学6年生までに拡大したことや母親の就労率の高まり等により利用児童数は増加傾向にあることから、引き続き必要量の確保に向け努めていきます。

〔量の見込みと確保量〕

単位：人

区分	[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	1,838	1,873	1,801	1,756	1,692	1,673
小学1～3年生	1,473	1,428	1,359	1,325	1,263	1,268
小学4～6年生	365	445	442	431	429	405
②確保量		1,873	1,801	1,756	1,692	1,673
小学1～3年生		1,428	1,359	1,325	1,263	1,268
小学4～6年生		445	442	431	429	405
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0
小学1～3年生		0	0	0	0	0
小学4～6年生		0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合にかかる補食給食費、物品の購入費用、行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

教育・保育施設が徴収する実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るための公費による補助について、国の制度の内容を踏まえて実施します。

(13) 多様な主体の参入促進事業

新規参入事業者に対する相談・助言、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園等で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

市民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者等、多様な主体が参画する必要があることから、地域の実情や需給の状態を十分に把握した上で実施を検討します。

新規参入の申請があった事業者のうち、社会福祉法人・学校法人以外の事業者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求め、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き認可する方向で事業を行います。